百万石の極み取扱協力店実施要領

(目的)

第1条 この制度は、県産ブランド農林水産物「百万石の極み」(以下、「百万石の極み」という。)を応援する小売店・百貨店・スーパーマーケット等(以下、「販売店等)という。)及び飲食店・ホテル・旅館等(以下、「飲食店等」という。)を「百万石の極み取扱協力店」として登録し、石川県(以下、「県」という。)と連携し、その魅力を広く県内外に情報発信していくことにより、「百万石の極み」の認知度向上及び消費拡大を図るとともに本県の魅力ある食材に共感するファンを増やし、理解醸成を図ることを目的とする。

(登録要件)

- 第2条 登録を希望する店舗は、「百万石の極み」を積極的に取り扱う意欲があり、 PR活動及び消費動向等の情報収集に協力可能な店舗とし、次に示す要件を満たす ものとする。
 - (1) 販売店等
 - ①店舗において、「百万石の極み」(加工品を含む)を1品目以上販売していること(ただし、通年で販売可能な米・酒・肉などを扱う場合は、概ね年間を通じて提供していること)
 - ②「百万石の極み」のPRに積極的であること

(2)飲食店等

- ①店舗において、「百万石の極み」を1品目以上活用していること
- ②旬の食材など提供期間が限られる場合には、店頭等で明示するなど来店客に 対して情報提供していること
- ③「百万石の極み」のイメージアップにふさわしい店であること

(協力店の役割)

- 第3条 協力店は、第1条の目的に基づき、次の事項を実施する。
 - (1)「百万石の極み」の積極的な利用と魅力発信
 - (2)「百万石の極み」のフェア等の開催協力
 - (3) 店舗内への「百万石の極み」 PR資材の掲出

(県の役割)

第4条 県は、食の総合ウェブサイト (HP) 等において、協力店の広報宣伝を行う とともに、協力店への産地等に関する情報提供などを行う。

(協力店の登録)

第5条 協力店の登録を希望する店舗は、登録申請書(様式第1号)を県に提出又は、 インターネットを利用して申請フォームに必要事項を入力して送信(以下「電子申 請」という。) するものとする。ただし、県等が行うフェアやキャンペーンの実施 店舗については、この限りではない。

(登録期間)

- 第6条 登録期間は、登録した日から3年間とする。
- 2 協力店から特段の申し出が無い限り、登録は自動的に更新するものとする。

(登録内容の変更)

第7条 登録内容に変更が生じたときは、速やかに内容変更届出書(様式第2号)を 県に提出又は、電子申請するものとする。

(登録の取り消し)

- 第8条 登録の取り消しを希望する協力店は、速やかに取消届出書(様式第3号)を 県に提出又は、電子申請するものとする。
- 2 県は、次のいずれかに該当すると判断したときには、登録を取り消すことができる。
 - (1)廃業や移転により連絡不能となった場合
 - (2)協力店の事業内容が第1条の目的に反することが明らかになった場合
 - (3) その他、県が協力店として不適切と判断した場合

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は県が別に定める。

附則 この要領は、令和4年8月1日から施行する。